

令和4年度 第1回新居浜市空家等対策協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年7月5日（火） 午前10時00分～10時20分
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 会 長 1人
委 員 11人
事務局 6人
- 4 議 題 (1) 会長の職務代理者の選任について
(2) 専門部会の委員について
(3) 審議事項の公開・非公開について
(4) 特定空家等と認められるとの御意見をいただいた空家等の経過について
(5) 新居浜市における空家等の状況について
(6) 新居浜市老朽危険空家除却事業について

5 内 容

<p>司会</p>	<p>お待たせいたしました。</p> <p>お時間が参りましたので、只今から、令和4年度第1回新居浜市空家等対策協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、会計検査受検のため、本協議会の開催が遅くなりました事をお詫び申し上げます。</p> <p>なお、本協議会の終了予定時刻は、11時00分となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>ここで、本日の傍聴申し出についてですが、3件ございました。また、傍聴人から撮影及び録音の許可を求められております。撮影及び録音を許可してよろしいでしょうか。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>撮影及び録音を許可いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、会次第に従いまして進行させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、当協議会会長の新居浜市長 石川 勝行 が御挨拶を申し上げます。</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>令和4年度第1回新居浜市空家等対策協議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様方におかれましては、この4月からの2年間、委員の就任に快く御承諾いただきましたことを心からお礼申し上げます。</p> <p>空き家問題は、全国的にも防災・防犯・衛生・景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼし、大きな社会問題となっております。本市におきましても例外ではなく、この空き家問題の解消に向け、より一層対策を推進し、安全で安心なまちづくりに努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日は、本年度最初の協議会でございます。議事次第のとおり、特定空家等の経過をはじめ議事6件を御審議して頂く予定といたしております。皆様方からの忌憚のない御意見や御質問など十分に御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会にあたりましての御挨拶といたします。</p> <p>なお、実は誠に申し訳ないのですが、私はこの後、他の公務のため中座させていただかねばなりません。つきましては、議事の進行につきましましては、この後決定する会長の職務代理者をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進行させていただきます。</p>

	<p>次は、新居浜市空家等対策協議会委員の御紹介でございます。</p> <p>せん越ではございますが、名簿の順番に従いまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>(委員・事務局紹介)</p> <p>以上、委員の皆様よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、第1号委員及び第2号委員の皆様にご挨拶の交付でございますが、本来であります市長より一人一人お渡しするところでございますが、新型コロナウイルス感染予防ため、あらかじめ各席に配らせていただいておりますので御了承をお願いいたします。</p> <p>これより議事に移らせていただきます。</p> <p>協議会設置要綱第4条により会長が議長になると規定されておりますので、これより先の議事進行は、会長をお願いいたします。</p>
議長（市長）	<p>それでは、これより私が議事を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、議事1「会長の職務代理者の選任について」でございます。</p> <p>新居浜市空家等対策協議会設置要綱第3条第4項に、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。</p> <p>会長職務代理者として、H委員さんを指名したいと思います。</p> <p>皆様、いかがでございましょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長（市長）	<p>ありがとうございます。それでは、H委員さん、お願いします。</p> <p>皆様、大変申し訳ございませんが、先程申し上げましたとおり、私はこれで退席させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。</p>
会長職務代理者	<p>会長職務代理者のHでございます。それでは、これより私が議事を進めてまいります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次の議事に移ります。</p> <p>続きまして、議事2「専門部会の設置について」でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>御説明申し上げます。</p> <p>新居浜市空家等対策協議会設置要綱第5条に、専門部会を設置することができるかと規定されており、昨期の2年間は、C委員さんとF委員さんが専門部会委員として、特定空家等の判定や空家等対策計画に係る御審議をいただきました。</p> <p>今期につきましても、特定空家等の判定に対する御意見等をいただくため、引き続き専門部会の設置をいたしたいと存じます。</p> <p>そこで、事務局といたしましては、昨期に引き続き、C委員さんとF委員さんに専門部会の委員をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>

会長職務代理者	今期につきましても専門部会を設置し、C委員さんとF委員さんをお願いしたいとのことですが、皆様いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会長職務代理者	それでは、C委員さんとF委員さん、よろしくお願ひいたします。 それでは、次の議題に移ります。 続きまして、議事3「審議事項の公開・非公開について」でございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	審議事項の公開・非公開について、御説明をいたします。 今までの協議会におきましては、専門部会は個人情報等を含んだ協議になりますことから非公開、全体会は公開といたしてまいりました。 本年度におきましても、今までと同様に、専門部会は非公開、全体会は公開とさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。 よろしくお願ひいたします。
会長職務代理者	議事3について、事務局から、今まで同様、専門部会は非公開、全体会は公開との提案がございましたが、異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
会長職務代理者	それでは、続きまして、議事4「特定空家等と認められるとの御意見をいただいた空家等の経過について」でございます。事務局から説明をお願いします。
事務局	御説明いたします。 まず、1番目の空き家です。昨年度の第1回協議会での審議により、特定空家等と認められるとの御意見をいただいた空き家でございます。所有者は既に亡くなっており、相続人は所有者の子及び孫の19名となっております。 今年の5月には、改善が見られないことから、再度の改善依頼と合わせて老朽危険空家除却事業の案内についても訪問や資料の送付により説明を行いました。申請等の具体的な進展は見られませんでした。 しかしながら、相続人から解体に向けて不動産業者や司法書士等に相談しながら進めているとの連絡があったことから、状況を確認しているところでございます。 2番目の空き家につきましても、昨年度の第1回協議会での審議により特定空家等と認められるとの御意見をいただいた空き家でございます。所有者は既に亡くなっており、相続人は所有者の子及び子の妻の3名となっております。 今年の5月には、改善が見られないことから、再度の改善依頼と合わせて老朽危険空家除却事業の案内についても訪問や資料の送付により説明を行いました。申請等の具体的な進展は見られませんでした。 そのため、6月には他の相続人と連絡を取り合うように再度電話連絡等による依頼を行ったところでございます。

	<p>2件の空き家につきましては、特定空家等への認定も含め、今後の対応を検討している状況でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長職務代理者	<p>議事4に関しまして、何かご意見等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
会長職務代理者	<p>無いようございましたら、次の議事に移ります。</p> <p>続きまして、議事5「新居浜市における空家等の状況について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>御説明いたします。</p> <p>このグラフは、新居浜市で把握している、各年度末時点での空家等の数の推移でございます。</p> <p>建物の老朽度については、良好な状態がAで、B、Cと順に悪くなり、Dが一番悪い状態であり特定空家等の候補として考えられます。平成28・29年度のピンク色の新規未判定は、市民からの相談や現地調査等で判明したもので、老朽度の判定を行っていないものでありますが、平成30年度に全て老朽度の判定を行っております。なお、この結果については、調査に漏れている空き家や、新たに空き家となる建物もありますことから、あくまで参考の数値として御理解ください。</p> <p>平成28年度の調査時点では、老朽度BCDの合計が505件、老朽度Aが1,807件、合計2,364件で、令和3年度末時点では、老朽度BCDの合計が397件、老朽度Aが1,382件、合計1,779件です。それぞれの老朽度の中で増減がありますが、およそ5年間で、老朽度BCDが108件の減、老朽度Aが425件の減で、合計533件の減少となりました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長職務代理者	<p>議事5に関しまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
会長職務代理者	<p>それでは、議事5を終了いたします。</p> <p>続きまして、議事6「老朽危険空家除却事業について」でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>老朽危険空家除却事業について、御説明いたします。</p> <p>今年度も引き続き、ゴールデンウィーク明けの5月6日から6月7日の1か月間、昨年度同様に10件の募集を行いました。相談については56件寄せられ、既に申込件数に達しており、現在10件分の交付決定通知の準備を進めております。</p> <p>なお、平成28年度に事業を開始して、昨年度までの補助件数は44件となっております。</p>

	<p>以上で、新居浜市老朽危険空家除却事業について、説明を終わります。</p>
会長職務代理者	<p>では、只今の説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
会長職務代理者	<p>それでは、議事6を終了いたします。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたしました。折角の機会でございますので、何か御意見等ございませんでしょうか。</p>
F委員	<p>本年度もよろしくお願いいたします。</p> <p>新居浜市におきましては人口が微減傾向、世帯数は若干増えていたのですが、ここにきてだいぶ鈍化し今後は世帯数も減少していくという中で、遊休農地等を使って新築、分譲がどんどん進んでいる状況であります。</p> <p>こういう中で、先程、空き家の数が右肩下がりという説明があり良好な状況ではありますが、今後は右肩上がりになっていくのではないかと個人的には思っております。特定空家等も2件で、ここ最近減ってきておりますが、その辺の状況をお伺いしたいと思います。また、極端に環境が悪くなった空き家はないのでしょうか。</p>
会長職務代理者	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>苦情相談につきましては年々増加している状況ですが、主な相談内容は雑草や立木の繁茂が多く、建物自体についての相談は限られている状況です。</p>
会長職務代理者	<p>他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>(特になし)</p>
会長職務代理者	<p>それでは、他にないようでございますので、本日の議事を終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>進行を事務局にお返しいたします。</p>
司会	<p>委員の皆様、非常に貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>第2回の開催日程につきましては、改めて御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で本日の会は終了させていただきます。長時間にわたりお疲れさまでございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>